**（様式２）**

**令和　年度スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート**

**[団体名：（一社）愛媛県水泳連盟]**

**[記載日：令和５年２月20日]**

**【対応状況に係る自己評価】**

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 対応状況 |
| **原則１ 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。** | |
| (1) 法人格を有する団体は，団体に適用される法令を遵守しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  一般社団法人及び一般社団法人に関する法律等を遵守し、法人の運営を行っている。 | |
| (2) 法人格を有しない団体は，団体としての実体を備え，団体の規約等を遵守しているか。 |  |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） | |
| (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　事業運営においては、適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例や規則等を遵守している。 | |
| (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　定款に定める理事15名（10名以上25名以内）、監事３名（３名以内）の役員体制を整えている。  　理事会、評議員会及び総会において決算書類及び事業報告の承認手続きを行うと  ともに、監事による監査等を通じて適切な団体運営に努めている。  　また、事業の必要に応じた各種専門委員会を設け、事業に精通した理事を配置することにより、組織の実情に見合った議論を行い、対応することが可能である。 | |
| **原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。** | |
| (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　基本方針を定め、事業計画書に記載のうえ、理事会及び総会に諮っている。  　競技会内容や合宿内容などの専門委員会事業についても、愛媛県水泳連盟ホームページで公開し、関係団体や関係者に周知している。 | |
| **原則3** **暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。** | |
| (1) 役職員に対し，コンプライアンス教育を実施しているか，又はコン  プライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | Ｂ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　役職員に対する、定期的なコンプライアンス教育や研修は実施しておらず、今後は状況に応じて研修会などを実施していく。ただし、毎年４月の競技役員講習会や定期実施の指導員（コーチ）研修会にコンプライアンスなどを含めている内容がある。 | |
| (2) 指導者，競技者等に対し，コンプライアンス教育を実施している  か，又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | Ｂ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　指導者、競技者など関係者に対する、定期的なコンプライアンス教育や研修は実施しておらず、今後は状況に応じて研修会などを実施していく。ただし、毎年４月の競技役員講習会や定期実施の指導員（コーチ）研修会、強化合宿中の講義にコンプライアンスなどを含めている内容がある。 | |
| **原則４ 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。** | |
| (1) 財務・経理の処理を適切に行い，公正な会計原則を遵守しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　一般社団法人会計基準及び本協会（連盟）の定める「一般社団法人愛媛県水泳連盟会計規程」に基づき、適切に会計処理を行っている。  （財務、経理に関する規程を整備するとともに、公正かつ適切な会計処理を実施するための業務手順を整備している。） | |
| (2) 国庫補助金等の利用に関し，適正な使用のために求められる法令，  ガイドライン等を遵守しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　助成元における交付要綱等を遵守しながら、適切に処理している。 | |
| (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  ３名の監事を選任し、年12回の監査を実施している。 | |
| **原則５ 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに，組織運営に係る情報を積極的に開示することにより，組織運営の透明性の確保を図るべきである。** | |
| (1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  法令で定められている書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録等）を事務局に常備し、要請に応じて閲覧できる体制を整えている。 | |
| (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  ホームページ及びfacebookを通じて、事業の実施状況やイベントの情報等について情報発信している。 | |
| **原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合，ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても，その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。** | |
| 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF向け＞の規定があるか（ある場合は下欄に記述） | |
| 原則1から13について | B |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　本協会（連盟）では、ガバナンスコード（ＮＦ向け）の個別規定については、各原則の内容を精査確認のうえ、カバナンスの確保が求められると判断する場合は、自己説明と公表を行う。 | |
| 原則２について |  |
| （現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）  原則２ 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。  (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること  ① 外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること  ② 評議員会を置くNF においては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること  ③ アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること  (2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること  (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること  　　① 理事の就任時の年齢に制限を設けること  ② 理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること  (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | |
| 原則４について |  |
| （現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）  原則４ コンプライアンス委員会を設置すべきである。  （1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること  （2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること | |
| 原則12について |  |
| （現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）  原則12 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。  (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定する こと  (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること  (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経 験者等）を中心に構成すること | |